



7月18日 地本は本部へ

「賃金制度等の改正について」東京地本基本要(案)を提出! ~その2~

5. キャリア加算を新設した目的を加味し、2職の制限をかけず、キャリア(経験)を積むごとに加算を行うこと。

- ① 2職目で3000円加算とすること。
- ② 以降、異動、職名・担務変更がある毎に2000円の加算とすること。

6. 昇進基準(規程)第29条を削除せず、以下の通り変更すること。

- ① 係職1等級の在級者については、運転士修了試験合格後係職2等級に昇格させること。
- ② 係職1等級及び2等級在級者が運転士の発令を受けた場合「特に指導職1等級」に昇格させること。

(根拠)

運転士の職務、職責、労働実態に変化がないため。

7. 運転士への試験制度の廃止以降も運転士への登用を行う際は、現行通り、係職から指導職への昇給を行うこと

(根拠)

運転士は「動力車操縦者運転免許」の取得は国家資格であり、研修期間も長く労働力商品としての価値が上がり、会社の財産となる。事故が発生した場合には、刑事罰をとられる可能性がある。そして、電車を動かす最終判断は運転士であり、その職責において運転士試験制度が廃止されて以降も昇給する重要性がある。

8. 転換者の技術指導担当に職務手当を支給すること。

(根拠)

新幹線や内燃車の転換教育は研修センターで実施している。国家試験を受験している。新幹線は運転取扱が在来線と異なり、車両については新幹線も内燃車も構造が異なり、新規教育と同等である。

9. 運転士の技術指導担当の職務手当を6000円、車掌の技術指導担当を5000円とすること。

(根拠)

運転士の見習教育は、車掌の見習教育と比べ、より長い期間と幅広い内容のため、高く差をつけるべきであり、職名の統一とは関連すべきではない。

10. 車掌の技術指導担当の手当てについては、見極めまでの期間を対象とすること。

(根拠)

見習い開始後1ヶ月ほどで車掌発令が出され、その時点で技術指導担当の手当ては打ち切られる。しかし、その後も見極めまで見習い乗務は続いている。

11. 予備指導が見習車掌と乗務した時に、日額250円の見習い指導手当てを新設すること。

(根拠)

予備指導が見習車掌を指導することが多い。実態として発令を受けた技術指導担当より、予備指導と乗務している方が多い場合があるので、技術指導担当以外の予備指導にも手当てとして加算すべきである。技術指導担当を、前半と後半で継続して発令される期間は、どちらかの見習いとは乗務できず予備指導が代務するため。